

アクセス警告方式について

2018年8月24日

宍戸 常寿（東京大学）

- フィルタリング・ブロッキングとは異なる第3の、実効的で、法的に問題が小さく、迅速に実現可能な海賊版対策として、約款に基づくアクセス警告表示（以下、アクセス警告方式という）を提案したい。
これは、サイバー攻撃への対処の取組として実施されている ACTIVE の普及のための注意喚起等を参考にしたもの（詳細は、総務省「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第一次・第二次とりまとめ参照）。
- 法的問題の核心は通信の秘密の利益の放棄に係る「真性の同意」の条件（添付第一次とりまとめ 19-21 頁）。ACTIVE の整理を参考にすれば、一般的・類型的に見て通常の利用者による許諾が想定でき、オプトアウトを条件としつつ、以下の前提を満たせば、海賊版サイトについてもアクセス警告方式を導入することは可能ではないか。
 - ① 静止画ダウンロードが違法化されること
 - ② 警告表示の対象となる海賊版サイトの基準が合理的かつ必要最小限度の範囲であること
 - ③ 海賊版サイト該当性が公正に判断されていること
- ブロッキングについては、制度整備を行うとした場合の論点も多い上に、制度整備をするかどうか自体についてなお慎重な検討を要すると考える。また、仮に立法化されたとしても施行までに相当の時間を要する上に法的不安定性があると考え。総合的な海賊版対策の一環として、権利者の正当な利益をより迅速に実現するための対策として、アクセス警告方式について検討すべきではないか。
- 実効的な実施のためには、静止画ダウンロードの違法化、「真性な同意」の条件や約款・表示の内容の整理に加えて、基準策定や当てはめ・費用負担・効果検証のために、権利者・ISP・利用者などで構成される中立的な民間団体の設立が必要と考えられる。

以上